令和８年第３回熊野町議会定例会

会議録（第２号）

１．招集年月日　　令和８年６月２日

２．招集の場所　　熊野町議会議場

３．開議年月日　　令和８年６月３日

～～～

健康福祉部次長	井　原　志保里
建設農林部次長	渡　部　貴　幸
教育部次長	花　岡　秀　城
財務課長	堀　野　　准
政策企画課長	永　谷　　望
産業観光課長	近　藤　光　宏
収納管理課長	石　田　　裕
防災安全課長	北　川　忠　博
生活環境課長	諏訪本　壮　太
高齢者支援課長	竹　本　園　美
子育て支援課長	熊　野　孝　則
健康推進課長	寺　澤　ひとみ
農林緑地課長	中　原　幸　成
下水道課長	小鳥田　和　詞
会計課長	桐　木　清　美

～～～

日程第　８　議案第２７号　和解について

日程第　９　議案第２８号　熊野町農業委員会委員の任命の同意について（近藤秀樹）

日程第１０　議案第２９号　熊野町農業委員会委員の任命の同意について（住川由子）

日程第１１　議案第３０号　熊野町農業委員会委員の任命の同意について（中村家隆）

日程第１２　議案第３１号　熊野町農業委員会委員の任命の同意について（橋川勝則）

日程第１３　議案第３２号　熊野町農業委員会委員の任命の同意について（庄賀深雪）

日程第１４　議案第３３号　熊野町農業委員会委員の任命の同意について（福垣内信行）

日程第１５　議案第３４号　熊野町農業委員会委員の任命の同意について（佛圓泰文）

日程第１６　議案第３５号　熊野町農業委員会委員の任命の同意について（吉野加代）

日程第１７　議案第３６号　熊野町農業委員会委員の任命の同意について（近藤信二）

日程第１８　議案第３７号　熊野町農業委員会委員の任命の同意について（梶山憲幸）

日程第１９　議案第３８号　令和８年熊野町一般会計補正予算（第１号）について

日程第２０　議案第３９号　令和８年熊野町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

日程第２１　議員の派遣について

～～～

ございますが、実際に目を通している住民は少ないという実態があり、住民にとって必要な情報の周知が不十分であると感じております。

内閣府所管の公益社団法人日本広報協会が２０２６年１月に実施した全国の２０代から４０代の男女を対象とした行政広報の購読率のＷｅｂ調査では、「毎号隅々まで読んでいる」、「毎号興味のある記事だけ読んでいる」と答えた方が２８．６％、「たまに読む程度」と答えた方が２０．７％、「ほとんど読まない」と答えた方が１３．５％、「読んだことがない」と答えた方が３７．２％という結果を公表しており、「ほとんど読まない」、「読んだことがない」と回答した方の合計は５０．７％に上ります。

地方自治体の広報は、住民の生活に密接に関わる福祉サービスや給付金、助成金、イベントなど、住民が利用するとよい最新情報の正確かつ迅速な提供が求められます。また、地域活性化、公共事業の進捗、都市計画など、まちづくりに関連する政策や施策の情報を住民に分かりやすく伝える重要な役割を担っておりますが、現状の本町における広報の在り方は、その役割を十分に果たしているのでしょうか。

現在の行政広報は、情報を受ける側の住民ニーズを反映させるよりも、行政側が住民に対し、広報に掲載することで周知を図ったという実績を残すために制作しているように思えることがしばしばございます。このようなことから、今回、行政広報の現状と今後の課題を知るために、１点目、ペーパーとデジタルの二極化について、２点目、住民参加型広報への転換は、３点目、広報専門人材の確保・育成は、以上、３点のことを伺うことにいたします。

行政広報と一言で言っても、広報くまのといった町内向けのものから、観光や移住促進を狙った町外向けのものまで幅広いですが、執行部からの詳細な答弁を求めます。

以上です。

～～～

ではなく、それぞれの世代の生活スタイルに合った方法で必要な情報を確実に届けることができることではないかと考えております。

詳細は、総務部長から答弁をします。

～～～

～～～

○政策企画課長（永谷）　これまで広報誌に関する取組については、紙媒体での全戸配布という確実に情報を届けることに重きを置いてきております。デジタルについては、町のホームページにおいてデジタル媒体による発信をしているものの、デジタル媒体の取組がペーパーに後れを取っているということは否定できないと思っております。

アンケート結果におきましても、ホームページでは、見開き２ページ分がＰＤＦファイルとして掲載されているけれども、「ページごとに何度もファイルを開くのは不便」といった意見があるのも確認をしております。

以上です。

～～～

○７番（尺田）　分かりました。

少し前の質問の中でありましたＰＤＦファイルの件について今度伺いますが、現在、広報誌のＷｅｂ掲載は、情報をＰＤＦファイルに変換して、ただ載せているにすぎないような気がします。執行部の皆さんはスマートフォンから広報くまのを閲覧したことはあるでしょうか。広報くまのを検索してそのページを開くと、広報くまのに記載されている各ページの表題とＰＤＦのアイコンしか載っていません。これでは視覚的に閲覧する気にはなかなかならない、そのように思います。

また、ＰＤＦファイルは閲覧するたびに何度もダウンロードをする必要があり、非常に手間がかかる作業だと私は感じておりますが、住民からもそのような声をよく聞きます。せっかく見ようと思っても、そこで挫折して見ないという若者も多くおります。

そこで、ＨＴＭＬ形式による電子書籍の導入など、読む側に立ってデジタル広報の在り方というものを見直すべきではないのかと思います。実際にＷｅｂから行政広報を閲覧しない理由として、ＰＤＦファイルのダウンロードを敬遠していることが原因で行政広報を見ないという調査結果というのも出ております。印刷閲覧用のＰＤＦ版とＷｅｂ最適化やアクセシビリティに優れたＨＴＭＬ版の同時提供を多くの自治体が進めておりますが、本町ではどのように考えられておるでしょうか。

～～～

○７番（尺田）　ぜひお願いします。

広報誌のデジタル化の話をちょっとしてきましたが、ＩｎｓｔａｇｒａｍやＹｏｕＴｕｂｅを活用した動画による情報発信にも、もっと注力すべきだと考えております。公式アカウントのフォロワーなどの状況はどのようになっているでしょうか。

～～～

以上です。

～～～

○政策企画課長（永谷）　広報くまのに関するアンケートにおきまして、「広報くまのを知っているけれども、読んだことはない」、または「知らない」と回答した人がどのような情報があれば読みたいと思うかを調査しております。

その結果、町内のイベント情報や店舗の紹介、インタビュー記事、頑張る子供たちの記事などの意見があることを把握しております。

以上です。

～～～

います。

では、ちょっと突っ込んだことをお伺いしますが、住民が読みたいと思わない、この理由について、町はどのように考察されているのでしょうか。

～～～

以上です。

～～～

ン・レイアウトまで一括して民間事業者に委託しているケースも想定されまして、その委託範囲の違いが経費の差として表れているものと推察しております。

以上です。

～～～

どのように認識し、取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

～～～

○議長（時光）　尺田議員。

～～～

ＴｕｂｅやＩｎｓｔａｇｒａｍによる情報発信のノウハウを持つ外部専門家による研修受講を検討するとともに、関連するオンライン講座の受講など、担当者が日常業務の隙間時間を活用して、最新のトレンドや技術を能動的に学べる環境づくりといったものに努めたいと考えております。

以上です。

～～～

約４億７万円及び令和７年度熊野町一般会計予算において議決をいただいた小学校大規模改造事業６億７，６２０万円の予算をそれぞれ令和８年度に繰り越すものでございます。

明細は別紙繰越計算書のとおりでございますので、地方自治法施行令第１４５条第１項の規定により報告させていただきます。

～～～

時期についてお伺いいたします。

～～～

～～～

○議長（時光）　水原議員。

～～～

○産業観光課長（近藤）　こちらのほうが９か月分を組んでおりますので、来年度につきましては１２か月分になりますので、それが約８００万円程度増える見込みとなっております。

以上です。

～～～

～～～

～～～

の中でいろいろな弊害が出てくる。じゃあ、全部を止めてしまうのか、それとも計画性を持って、エアコンは先んじてつけ、子供たちの安全を確保しながら、塗装材が入ったときに、より一層効果を高めるという進捗の仕方をするのか、私が聞きたいのはその辺ですよ。

～～～

と知識を持った上で事業を進めていってもらいたいと思うんですよね。入札前にもその知識をちゃんとつけてください。それで、その場になって、また不調に終わりましたとかね、落札はしたもののできませんよとかね、こんないいかげんな事業せんこうにね、しっかり前もって勉強して知識を持ってやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

～～～

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光）　これをもって討論を終結します。

これより、議案第２３号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光）　異議なしと認めます。

よって、議案第２３号については、原案のとおり可決されました。

～～～

施行し、４月１日以降の施行分について今回改正するものです。

お手元の資料２を御覧ください。

まず、１の主な改正内容ですが、一つ目の公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正については、公的年金等の源泉徴収対象額が資料の表のとおり引き上げられたことに伴い、源泉徴収対象外となった受給者の申告書の提出義務がなくなり所要の改正を行うもので、令和１０年度分の住民税から適用されます。

二つ目の固定資産税の免税点の見直しは、物価の上昇に伴い、実質的な負担軽減を図る物価上昇への対応、保有する固定資産が少ない事業者の負担軽減を図る小規模事業者への配慮、そして、申告義務対象者の減少に伴う市町村の事務量削減を図るため、固定資産税の課税対象から除外される基準額免税点の見直しを行うもので、資料の表のとおり、土地は据え置き、家屋は２０万円を３０万円に、償却資産は１５０万円を１８０万円に引き上げるもので、令和９年度分の固定資産税から適用されます。

三つ目のセルフメディケーション税制の改正についてですが、セルフメディケーション税制は、健康診断等の一定の取組を行った方が市販の特定の一般用医薬品を購入した場合に、年間１万２，０００円を超える部分を上限８万８，０００円までを所得控除できる特例です。

今回の改正により、令和９年度までとされていた適用期限が撤廃され、恒久的な制度となり、適用期限に係る規定について所要の改正を行うものでございます。

なお、控除の計算方法には変更はございません。

四つ目の住宅ローン控除の適用期限の延長に伴う改正は、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の適用対象となる居住年の上限を令和７年から令和１２年へ、また住民税への適用年度の上限を令和２０年度から令和２５年度へそれぞれ延長するものです。

五つ目の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る住民税の課税の特例の改正についてですが、この特例は、所有期間が５年を超える土地等、いわゆる長期譲渡所得に該当する土地等を優良住宅地の造成や住宅建設のために譲渡した場合に、課税長期譲渡所得金額のうち２，０００万円以下の部分に限り、住民税の税率が通常の５％から４％に軽減されるものですが、本特例の適用対象となり得る土地等の譲渡であっても、その土地が土砂災害特別警戒区域、地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、または浸水被害防止区域内に所在する場合には優良住宅地等のための譲渡に

該当しないものとみなし、軽減税率の適用対象から除外するもので、住民税令和１１年度分から適用されます。これは災害リスクの高い区域における土地の造成・販売を税制上、後押しすることのないよう適用対象を適切に限定するものとなります。

続いて、六つ目の特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人町民税の課税の特例の新設については、現行制度では、ビットコイン等の暗号資産の譲渡益は雑所得として総合課税の対象となっており、住民税１０％と所得税を合わせると最高５５％の税率が適用されていましたが、この改正により、申告分離課税を導入し、所得税１５％、住民税５％の合計２０％で課税する特例を新設するものです。

なお、この改正は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の１月１日以降の取引から適用される見込みであり、住民税では令和１２年度分から適用が見込まれます。

七つ目は、法律の改正に伴う関係条項のずれや字句の修正となります。

施行期日は、１、改正の内容の（１）、（３）、（４）については令和９年１月１日、（２）については令和９年４月１日、（５）については令和１０年１月１日、（６）は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行日の属する年の翌々年の１月１日となります。

説明は以上です。

～～～

○議長（時光）　異議なしと認めます。

よって、議案第２４号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は１１時。

（休憩　１０時４２分）

（再開　１１時００分）

～～～

カードで印鑑証明がコンビニで取れる状態ではあるんですけれども、今回の制度でマイナンバーカードと在留カードが一体になった新しいカードができますので、そのカードでコンビニで今までどおり印鑑証明が取れるように改正を行ったものでございます。

以上です。

～～～

～～～

～～～

～～～

～～～

～～～

員会の任命の同意についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光）　異議なしと認めます。

よって、日程第９、議案第２８号から、日程第１８、議案第３７号までを一括議題とすることに決定いたしました。

～～～

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

水原議員。

～～～

～～～

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光）　異議なしと認めます。

よって、議案第２８号については原案のとおり同意することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　これより議案第２９号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光）　異議なしと認めます。

よって、議案第２９号については、原案のとおり同意することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　これより議案第３０号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光）　異議なしと認めます。

よって、議案第３０号については、原案のとおり同意することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　これより議案第３１号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光）　異議なしと認めます。

よって、議案第３１号については、原案のとおり同意することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　これより議案第３２号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光）　異議なしと認めます。

よって、議案第３２号については、原案のとおり同意することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　これより議案第３３号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光）　異議なしと認めます。

よって、議案第３３号については、原案のとおり同意することに決定しました。

～～～

（第１号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

三村町長。

～～～

均衡を図るため８３０万４，０００円の増額でございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

１２ページ、１３ページをお開きください。

３款民生費の１項社会福祉費では、介護保険一般事業において、介護保険特別会計への繰出金として４３万４，０００円の増額でございます。

２項生活保護費、１目生活保護総務費では、生活保護一般事務事業において、生活保護費追加給付に係る事務経費として、委託料の計上など事業合計で１５７万３，０００円の増額、２目扶助費では、最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付により、１，９２０万円の増額でございます。

１４ページ、１５ページをお願いいたします。

３款民生費、３項児童福祉費、３目保育所費では、保育所等運営事業において、町内保育施設に対する和解金として２０７万円の増額でございます。

９款教育費、１項教育総務費、２目事務局費では、学校教育振興事業において、幼保小中高連携教育推進事業に係る経費として３０万円の増額でございます。

４項学校給食費、１目学校給食費では、学校給食事業において、広島県産農林水産物の給食への提供に係る材料費として３２５万７，０００円の増額でございます。

１６ページ、１７ページをお開きください。

６項保健体育費、１目保健体育総務費では、社会体育一般事務事業において、町民夏祭りに伴う経費の増により、１００万円の増額でございます。

説明は以上でございます。

～～～

～～～

～～～

１人当たりの単価上限額が１，６７０円となっております。この額に給食提供見込み数を乗じたものがこの額になっております。

以上です。

～～～

いうことは随分前から出てきとるんですね。中身が不透明であると。そして、教育と民生の立て分けで連携が取れてない気がするんですが、どのような関わり方を持って、どのように協力体制を持って、どういう事業をしていくのか、民生のほうから答弁いただきたいと思います。

～～～

３００世帯の内訳ですが、現在受給中世帯を１１８世帯、廃止世帯を１８２世帯として計上しております。１世帯当たりの熊野町の地域での平均単価というものを国が示しているんですけれども、そちらが１世帯６万４，０００円となっております。

以上です。

～～～

ム改修費用として４３万４，０００円を増額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

～～～

ました。

～～～

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員